|  |
| --- |
| **境夢みなとターミナルにおける****キッチンカー等出店の募集** |
| 境夢みなとターミナルでの臨時出店を希望される事業者を下記のとおり募集します。 |

記

1. 出店資格

以下（１）、（２）、（３）の要件を満たす事業者に限ります。

1. 製造物賠償責任保険（PL保険等）に加入している
2. 食品衛生法に基づく営業許可、食品衛生責任者の資格を保有している
3. 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、保健所が定める適切な衛生管理、加工（調理等）及びアレルギーへの対処（材料の把握とアレルギー表示）を行える者が当日従事できる
4. 出店場所および出店日時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 住所 | 出店日時 |
| 境夢みなとターミナル正面駐車場または展望デッキ側駐車場 | 鳥取県境港市竹内団地252-2 | 7/6(日) 11：00～16：00※クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスです。 |

1. 出店数

5台程度

※応募多数の場合は抽選にて選定させていただきますので、予めご了承ください。

|  |
| --- |
| 1. 出店申込方法
 |
| 〈申込期日〉 | **令和** | **7** | **年** | **5** | **月** | **31** | **日** | **（** | **土** | **）** | **午後５時まで**　　　にご提出ください。 |
| 〈提出先〉 　〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地252-2 境夢みなとターミナル 　物販担当 |
| 【TEL】0859-46-0688 【FAX】0859-46-0680 【E-mail】 info@sakai-tottori.jp |
| 〈提出書類〉　・2025年境港客船寄港時の境夢みなとターミナルキッチンカー出店申請書 |
| ・移動販売車による食品営業許可書一式（写） |
| ・食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書（写） |
| ・製造物賠償責任保険（ＰＬ保険）等の証明書（写） |
| 1. 運営協力金として**1店舗あたり3,000円**を頂戴いたします。
 |
| ※運営協力金は**当日の現金支払い、もしくは銀行振込でのお支払い**をお願いいたします。 |
| **（当日支払いの場合は、お釣りのご準備はいたしませんので、予めご準備の上ご来館下さい。）** |
| 1. 設備等
 |
| 1. 購入者用の飲食スペース、ゴミ箱、トイレはターミナルの施設を利用できます。
 |
| 1. 出店に必要な費用及び物品**（発電機、調理用水及び排水タンク、テント等）**は全て出店者で負担を

お願いします。 |
| 1. **発電機および火器を使用する場合は、消火器の設置をお願いします。**
 |
| 1. 購入者用にゴミ箱を設置し、販売終了後のゴミ・排水は各自持ち帰り適正に処分してください。
 |
| 1. ターミナル施設内及び近隣施設の水道使用、洗剤や油を流す等の行為は行わないようお願いします。
 |
| 1. **クルーズ客船寄港中止について　※出店日がクルーズ船寄港日の場合**
 |
| **寄港スケジュールの変更や悪天候等のやむを得ない事象により寄港中止となった場合、発生した損害は** |
| **出店事業者様にて負担いただきます。予めご了承ください。** |

|  |
| --- |
| 1. その他
 |
| 1. 出店に関係する他機関への手続きは出店者自ら行っていただきますようお願いします。
 |
| 1. **車両移動時以外はキッチンカーのエンジンを停止してください。**
 |
| 1. 暴力団の排除について
 |
| ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に |
| 規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。） |
| であると認められるとき。 |
| ・次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと |
| 認められるとき。 |
|  |
| 1. 暴力団員を役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、
 |
| 任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む |
| ものとする。以下同。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。 |
| 1. 暴力団員を雇用すること。
 |
| 1. 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。
 |
| 1. いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他
 |
| 財産上の利益を与えること。 |
| 1. 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 |
| 1. 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 |
| 1. 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると
 |
| 知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。 |
| 1. 出店スケジュール
 |
| 　　　　　5月31日(土)　**出店申請書提出〆切　※17時必着** |
| 　　　　　6月 3日(火)　出店者確定通知送付 |
| 　　　　　6月 7日(土)　**資格写し等提出書類〆切** |
| 　　　　　6月 9日(月)　公式HP、SNS、チラシ等での広報開始 |
| 　　　　　7月 1日(火)　出店配置図送付 |
| 　　　　　7月 6日(日)　**出店当日　※9時以降設営可** |
| 　　　　　7月 8日(火)　出店後アンケート回答〆切 |
|  |